

高齢者あんしん見守り支援事業

ひとり暮らし等の高齢者が家庭内での緊急事態、または機器の操作履歴等をあらかじめ登録した家族や友人知人に知らせることのできる機器（以下、「あんしん見守り機器」といいます）の契約に係る初期費用または設置費の一部を市が助成します。

《利用対象者》

- ① 70歳以上のひとり暮らしの方
- ② 70歳以上の高齢者のみの世帯で、要支援・要介護の認定を受けた方又はその介護者
- ③ 同居者の就労等により、1日6時間以上で週3日以上、上記①または②の状態になる方

《あんしん見守り機器の種類と助成限度額》

機種及び限度額	性能等
① 救急代理通報型 限度額 13,000円	自宅内に取り付けた機器及び付属するペンダント等で緊急事態に一動作、または、一定時間操作等がない場合に警備会社等に通報され、通報した利用者の様態によって、警備会社等の隊員が駆けつけるとともに救急車等の出動を要請することができるもの。 例えば：ホームセキュリティ(セコム(株))、みまもりサポート(ALSOK)など
② その他(救急代理通報型以外の物) 限度額 8,000円	あらかじめ登録された連絡先に、機器を操作して緊急事態の発生を知らせるものや、機器の操作履歴等を定期的にお知らせするものなど(携帯電話等の多機能の機器は除く)。なお、機器によっては、警備会社等へ通報され、要請があれば、ガードマン等を急行させるものもある。救急車等の要請はできない。 例えば：みまもりホン・ココセコム(セコム(株))、まもるっく(ALSOK)、わしゃ元気((株)ナノア)、ケンコウボタン((株)ガードアイ)、みまもりほっとライン(象印マホービン(株))、まもりこ・BOCCO emo((株)ネコリコ)

《自己負担について》

- ① 市民税が課税されている世帯の方は、自己負担 1割(限度額まで)。限度額を超えた部分については全額自己負担。
- ② 利用者の属する世帯全員が市民税非課税の場合及び生活保護受給世帯は、自己負担なし(限度額まで)。限度額を超えた部分については全額自己負担。
- 市は、設置当初にかかる費用の一部を負担しますが、毎月の利用料等は自己負担です。

《申請の手続き》

申請窓口：市役所高齢福祉課・地域包括支援センター・福祉相談センター

1. 利用希望者が『利用申請書』を提出。(この時点で希望機種を伺います。)
2. 申請内容を審査の上、市役所より『助成決定通知書』及び『請求書(契約後に市に助成金を請求する書類です)』が申請者に郵送され、同時に取扱業者様へ『助成通知書』で申請者の氏名を通知します。
3. 申請者からの連絡を待って、直接申請者と契約をして頂きます。(助成通知書が届いて、1～2週間たっても申請者からの連絡がない場合には、市にご連絡ください。市職員より申請者に状況の確認を致します。)
4. 契約・設置が完了したら申請者に、『契約書(設置費等がわかるもの)』及び『設置費用の支払い済みの領収書等』をお渡しください。市への請求は、申請者自身で行います。
5. 提出して頂いた請求書及び添付書類を確認し、申請者の指定の口座に助成金を振り込みます。

【機器についての問合せや契約は、申請者が直接行いますので、取扱業者様におかれましては、高齢者に対して、解りやすいご説明をお願い致します。】